

川越市いじめの防止等のための基本的な方針【概要】(案)

はじめに (策定の目的)

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵害するだけでなく、子どもの生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、基本的人権を侵害するものである。川越市は、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を実現することを目的として「川越市いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、いじめの防止等のための基本理念を明らかにするとともに、いじめの防止等のための施策を総合的かつ効果的に推進する。

第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

基本理念 全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの防止等の対策を強化する。 「いじめは絶対に許されない行為である」との考えに基づき、全ての児童生徒において、いじめをしない心を育てる。 学校、家庭、地域、関係機関は、いじめられている児童生徒を守ることを共通認識とし、連携していじめの根絶に努める。

基本理念を踏まえた具体的な対策の方針

- ①児童生徒からのいじめのサインを見逃さない。
- ②いじめが発生した場合、迅速に組織で対応し、いじめをしている児童生徒に対し、毅然とした指導を行う。
- ①日常的にいじめの問題について触れ、児童生徒に、いじめを絶対に許さない態度を育てる。
- ②あらゆる教育活動を通して思いやりの心を育て、いじめのない学校づくりをする。
- ①学校、家庭、地域、関係機関が、いじめ問題の情報を共有し、連携していじめの防止等に努める。

いじめを認知する際の方針

- (1) いじめかどうかの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立ち、組織的に行う。
- (2) けんかのように見えても、児童生徒の人間関係を考慮し、判断する。
- (3) いじめられている自覚がない場合でも、聴き取り等で確認できた場合は、いじめとして対応する。
- (4) 事実確認は、当該児童生徒の保護者と連携して行い、地域からも積極的に情報を収集する。

いじめの定義
「いじめ」とは、児童(生徒)等に対して、当該児童(生徒)等が在籍する学校に在籍している等当該児童(生徒)等と一定の人的関係にある他の児童(生徒)等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童(生徒)等が心身の苦痛を感じているものをいう。(法第2条第1項)

第5章 重大事態への対処

- 1 学校による調査
○再発防止に向けて速やかに事実関係の調査を行い、教育委員会及びいじめを受けた児童生徒、保護者に対して適切な情報提供を行う。
 - 2 教育委員会の対応
○重大事態が発生した学校に対し、調査に関する指導・助言を行うとともに、必要に応じて調査を行い、その調査結果を市長及び県教育委員会に報告する。いじめを受けた児童生徒及び保護者に対しても、適切な情報提供を行う。
 - 3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置 (法第30条第2項)
○市長は、重大事態への対処又は同種の事態の再発防止のために必要があると認める時は、再調査を行う。(再調査機関の設置)
 - 4 再調査の結果を踏まえた措置等
○市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該事態への対処又は同種の事態の再発防止のために必要な措置を講ずる。
- ※重大事態 ①自殺の企図 ②身体に重大な障害 ③金品等に重大に被害 ④精神性の疾患発症
⑤相当の期間(30日)の欠席 ⑥その他校長や教育委員会が認めるもの

第2章 いじめの防止等のための組織体制

- 1 川越市いじめ問題対策連絡協議会の設置(法第14条)
- 2 川越市いじめ問題対策委員会の設置(法第14条第3項)

第3章 いじめの防止等のための施策

市の取組

- 1 学校支援のための取組
(1) 市の事業としての取組
①ネットいじめの防止への支援
②学校の組織的な対応への支援
③相談体制の整備に向けた取組
(2) 学校支援に係るその他の取組
①いじめの早期発見
②ネットいじめの防止
③相談体制の整備
④教職員の指導力向上
⑤児童生徒の主体的な取組への支援
⑥学校との緊密な連携
- 2 関係機関との連携
(1) 警察との連携
(2) 児童相談所、法務局等との連携

第4章 学校におけるいじめの防止等のための対策

学校の取組

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定(法第13条)
○どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての方向性や取組の内容等を定める。
- 2 いじめの防止等のための組織の設置(法第22条)
○常設の組織として「学校いじめ対策委員会」を置く。
- 3 いじめの未然防止に関する指針
○規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを推進する。
- 4 いじめの早期発見に関する指針
○些細な事象も見逃さず積極的に認知する。
- 5 いじめの対応に関する指針
○速やかに組織的に対応する。
- 6 保護者・地域との連携
○保護者、地域に、学校いじめ防止基本方針を周知する。
- 7 学校関係者評価による取組の検証
○実態に即した対応が行われているか検証を行う。
- 8 その他の留意事項
○校内研修の充実、校務の効率化 など

第6章 いじめの防止等のための対策の検証

川越市いじめ問題対策委員会において、毎年度、川越市いじめの防止等のための基本的な方針にある、各施策の効果を検証し、川越市基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。